

健感発 0212 第 3 号  
令和 2 年 2 月 12 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）の施行により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 6 条第 8 項の指定感染症として定められ、法第 15 条に規定する積極的疫学調査を行うことが可能になったところです。

貴職におかれましては、今般の我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえ、当該感染症の発生の予防及びまん延の防止に向けた対策を強化するため、下記の対応について御協力くださいますようお願いいたします。

記

法第 15 条第 1 項の規定に基づき、管内において新型コロナウイルス感染症と診断された者に関する情報等について、退院するまでの間、別添 Excel ファイルにより新型コロナウイルス対策推進本部サーベイランス班（n-cov\_survey@mhlw.go.jp）へ毎日 14 時までに送付すること。

なお、必要がある場合は、国立感染症研究所感染症疫学センターが調査に協力することが可能であることを申し添える。